

# 北九州市立消費生活センター

## ヤング消費者トラブル情報 19号



# フリマアプリなどからのなりすましによる身に覚えのない請求にご注意を！

### 【相談事例】

最近使っていなかったフリマアプリから最新ゲーム機2台が私のアカウントで注文されており、見知らぬ他県へ配送されると通知が届いた。代金17万円はフリマアプリと連携したアプリ決済からクレジットカードへ請求となる。フリマアプリへメールしても返信はなく、問い合わせ電話番号は不明だ。(21歳 女性)

### ●アドバイス

フリマアプリやその他の事業者を騙ったフィッシングメールに個人情報を入力することで詐欺されてしまい、本人になりすまされて申込みされている可能性があります。まだ本人のアカウントでログインできるのであればパスワードなどを変更してください。

フリマアプリ、アプリ決済業者からの連絡が遅れる場合もあります。信販会社へは電話で事情を伝えて相談しましょう。

フリマアプリ以外にも通販サイトなどで請求が上がっていないか確認しましょう。

### ●パスワードの使いまわしはやめましょう。

複数の通販サイトやフリマサイトなどで同じパスワードを使い回ししていると、個人情報やパスワードが漏れた時になりすましによる売買が行われる可能性が高くなります。

### ●フィッシングメールからの被害を防ぐには

メールやSMSにあるリンクからサイトへアクセスせず、公式アプリやブラウザのブックマークからアクセスするようにしましょう。

ID、パスワード、個人情報、クレジットカード情報などを入力する際は、一度立ち止まって、本当に大丈夫かと確認してから入力するようにしましょう。

### ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 | ☎861-0999 |
| 小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】     | ☎582-4500 |
| 小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】       | ☎951-3610 |
| 八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】  | ☎641-9782 |

※門司、若松、八幡東各窓口での相談については、

戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん